

第 10 回

学校教育審議会会議録

交野市教育委員会

1. 開 会 令和2年10月27日(火)午後5時15分
2. 閉 会 令和2年10月27日(火)午後7時10分
3. 出席委員 富田 明德会長・巽 憲次郎副会長・中山 尚美委員・市岡 伊佐男委員・大塚 弘治委員・野地岡 裕之委員・清水 崇之委員・楠田 昌弘委員・駒路 和美委員・中原 祥行委員・藤丸 一郎委員・九門 りり子委員・中西 隆清委員・山口 五十一委員
4. 事務局 大湾 喜久男教育次長兼教育総務室長・和久田 寿樹学校教育部長・足立 多恵学校教育部長・竹田 和之生涯学習推進部長・西井 大介教育総務室長代理・今井 靖志学校教育部次長・花田 睦美学務保健課長・大隅 昌之指導課長・仁木 裕美まなび未来課長・栗田 康子まなび未来課長代理・富岡 鉄太郎まなび未来課・森 真奈美教育総務室
5. 案件事項 1. 交野市立第三中学校区及び交野市立第四中学校区の学校適正配置について  
2. その他
6. 議事内容
- 会長 みなさまこんにちは。ただ今から、第10回交野市学校教育審議会を開催いたします。  
次第に従いまして、議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。  
まず、議事に入ります前に、事務局に、本日の委員の出席状況を報告させていただきます。
- 事務局 本日の審議会の委員の出席状況をご報告いたします。  
本日の出席委員は16人中、11人の委員に出席していただいておりますので、交野市学校教育審議会条例第7条第2項の規定により、半数以上の出席がありますことから、本会議が成立していることをご報告いたします。
- 会長 次に、本日のこの会議でございますが、交野市会議の公開に関する指針に基づき、公開にしたいと思っておりますが、異議ございませんでしょうか。
- 委員 異議なし

会長 異議がないようですので、公開にしたいと思います。  
事務局、傍聴希望者はおられますでしょうか。

事務局 3名おります。

会長 本日、3人の傍聴希望がございますので、許可したいと思います。  
事務局、準備をお願いします。

それでは、案件（1）「交野市立第三中学校区及び交野市立第四中学校区の学校適正配置の方向性について」に移りたいと思います。

前回の審議会では、パブリックコメントの実施期間中ということで、星田北6・7・8・9丁目の学校区が素案どおりとなった場合の、第三中学校区及び第四中学校区の学校適正配置案について、学校規模適正化基本計画に記載の配置案の確認・検討を行いました。

配置案については、計画にない新しい配置案の提案など、委員の皆様から様々なご意見をいただいておりますので、後程事務局から説明を受けたいと思います。

本日の審議会ですが、はじめに前回の審議会で確認しました新星田自治会からいただいた要望書の内容と、パブリックコメントの結果について、いただいたご意見の紹介も含めて事務局から説明を受けたいと思います。

その後、中間答申素案に修正すべき点がないかなど審議し、本日の審議会では修正の有り無しも含めて星田北6・7・8・9丁目の望ましい学校区についての方向性を決めていければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

素案の確認が終わりましたら、第三中学校区及び第四中学校区の学校適正配置について、前回の審議会でいただいたご意見の確認などをしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局 はい。

はじめに、前回の審議会でご確認いただきました要望書について、ご説明いたします。

皆様、前回お配りしました新星田自治会からいただいた要望書はお持ちでしょうか。

お手元の要望書、中段の要望趣旨をご覧ください。

「星田北7丁目の学校区については、藤が尾小学校区（第四中学校区）としたうえで、学校を選択制とするのではなく、現状通りの星田

小学校区（第三中学校区）としていただきたい。」との要望となっています。

そのような要望となった理由として、多数の意見の中から3点抜粋して記載があります。

一点目は、子ども達の通学の安全と安心の確保について、現状の通学の状況を維持しながら、地域協働を推進したいとの記載。

二点目は、長きにわたって構築してきた地域コミュニティをこれからも更に醸成していきたいとの記載。

三点目は、就学上の配慮により、星田北7丁目から星田小学校や第三中学校、または、藤が尾小学校や第四中学校に就学できるようになった場合、更なる地域コミュニティの醸成を図ることが困難になり、不登校児童生徒の増加や、学校教育上の問題発生が懸念されるとの記載となっています。

この要望書について、前回の審議会では、要望趣旨に記載の星田北7丁目とは、新星田自治会のある星田北7丁目の既存住宅区域を指しているのか、それとも、星田北7丁目内にこれから開発される住宅地も含めた星田北7丁目全体のことなのか、どちらの意味なのかを、新星田自治会に確認させていただくと報告をしておりました。

これにつきましては、その後、新星田自治会に確認させていただいたところ、これから開発される住宅地も含めた星田北7丁目全体のことではなく、新星田自治会のある星田北7丁目の既存住宅区域のことであるとの回答をいただいております。

要望書については以上です。

次に、パブリックコメントの結果についてご説明いたします。

パブリックコメントですが、9月1日から9月30日まで実施しまして、個人・団体合わせて269名の方から、522件のご意見をいただきました。

スライドをご覧ください。

スライドには、いただいたご意見の内訳を記載しています。

意見の内訳ですが、素案の各章に関連する意見の件数では、「1. はじめに」が0件、「2. 第三中学校区及び第四中学校区の現状と課題」が1件、「3. 星田駅北地域の住宅開発について」が3件、「4. 星田北6・7・8・9丁目の望ましい学校区について」が498件、「5. 附帯事項」が4件、素案の内容以外のご意見が16件となっており、大部分は「4. 星田北6・7・8・9丁目の望ましい学校区について」に関連するご意見でした。

「4. 星田北6・7・8・9丁目の望ましい学校区について」は、審

議会での検討内容や、星田北 6・7・8・9 丁目の望ましい学校区について記載した部分で、特にご意見を多くいただいた項目としては、「(2) ③通学における安全確保等について」が 166 件、「(3) 星田北 6・7・8・9 丁目の望ましい学校区について」が 299 件となっています。

多くのご意見をいただいておりますので、この場ですべてのご意見を紹介することはできませんが、いくつかご意見をご紹介させていただきます。

はじめに、最も多くのご意見をいただきました「(3) 星田北 6・7・8・9 丁目の望ましい学校区について」説明させていただきます。

「(3) 星田北 6・7・8・9 丁目の望ましい学校区について」は、299 件という多くのご意見をいただいております、スライドのように意見の内容により 5 つの分類に分けています。

このうち特に意見が多かったのは、上から二つ目の「星田北 7 丁目の学校区(校区変更)について」で 226 件のご意見をいただきましたので、関連意見も含めていくつかご意見を紹介させていただきます。

お手元の A4 横書きの資料「星田北 6・7・8・9 丁目の望ましい学校区について(素案)パブリックコメント結果概要(案)」とあわせてスライドをご覧くださいと思います。

資料は、表の左側が、パブリックコメントでいただいたご意見の概要で、右側には意見等に対する考え方を記載しています。

スライドは、資料 11 ページ中段の「星田北 7 丁目の学校区(校区変更)について」に記載のご意見を抜粋したものです。

この項目では、「校区変更には反対である。星田北 7 丁目の学校区については、就学上の配慮等で対応するのではなく、現行通りの学校区を希望する。」といったご意見や、「現在、星田北 7 丁目に住んでいるが、保護者・子どもともに星田小学校区の友人との交流があり、今までの学校区も考えると星田北 7 丁目は、星田小学校区としてほしい。」とのご意見を多くいただきました。

これらのご意見の趣旨は、星田北 7 丁目の学校区は星田小学校区のままとしてほしい、というのですが、その理由としては、星田北 7 丁目から藤が尾小学校や第四中学校への通学面での心配や通学距離に関するご意見や、星田北 7 丁目の地域コミュニティについてのご意見、就学上の配慮についてのご意見などがありましたので、紹介させていただきます。

まず、「4. (3) ②通学における安全確保等について」ご意見の紹介をさせていただきます。

スライドは、資料 5 ページの中段に記載の「3. 通学における安全確保等について」のうち、件数の多かったご意見を記載しています。

この項目では、「星田北 7 丁目から藤が尾小学校や第四中学校までの通学については、距離と通学路の安全性に疑問を感じる。通学距離が長くなることで事故に遭うリスクや熱中症になるリスクが増すなど、小学校低学年などの若年層を中心とした児童生徒への心身への負担が増加することが懸念される。」とのご意見や、「星田北 7 丁目から藤が尾小学校や第四中学校への通学は遠すぎる。」といった、藤が尾小学校や第四中学校への通学に関する心配のご意見を多くいただきました。

また、通学における安全確保の項目では、他には資料 7 ページの下側に記載しておりますとおり、学校区が変わった際の、保護者や地域の見守り活動等への心配に関するご意見などがありました。

また、同じく資料 7 ページの上から、二つ目や三つ目のご意見のように、星田北 6・7 丁目から星田小学校への通学について、児童数が増えた場合、時間帯通学路の整備や登校時間をずらせばよいのではないかと、といった星田小学校への通学における安全確保に関するご意見もありました。

次に、星田北 7 丁目の地域コミュニティについて、いただいたご意見を紹介させていただきます。

スライドには、資料 9 ページの上から一つ目のご意見、三つ目のご意見、五つ目のご意見を抜粋しております。

これらのご意見は、星田北 7 丁目の既存住宅区域とこれから開発される新しい住宅区域との間の地域コミュニティに関するご意見です。

順番に紹介させていただきます。

「交野市として、小中一貫教育を進められる中、子どもたちも第三中学校区として、地域や学校に親しみを感じながら成長してきた。そのような中で、住所が「星田北」というだけでひとまとまりにすることに納得がいかない。第三中学校区として築いてきたコミュニティを大切にしてほしい。」

「開発中の地域に転居されるご家庭の中心となる年代は、既存地域の年代とは明らかに異なる若手層になり、これらを 7 丁目という括りで一括に見なすべきでなく、地域毎の年代や家族構成に沿ったあり方を踏まえた決定が必要であると考え。」

「関電開発エリアとは“丁目で区切る”などをし、星田小学校区と藤が尾小学校区にきちんと分けた方が地域コミュニティとして成立するのではないか。」などのご意見がありました。

次に、就学上の配慮について、いただいたご意見を紹介させていただきます。

中間答申素案では、星田北 6・7・8・9 丁目の望ましい学校区の方  
向性を示すにあたって「既に星田北 6・7 丁目に居住されている方  
については、当該地域における学校区の変遷の経緯なども踏まえ、星田  
小学校及び第三中学校への就学も可能とするような配慮が必要と考え  
ます。」との記載がございます。

このような就学上の配慮についても、資料 17 ページや 18 ページ  
に記載のとおりご意見をいただいております。配慮の具体的な内容  
について、兄弟姉妹も認めてほしいとのご意見や、土地区画整理事業  
の影響により換地等で星田北 7 丁目に移動する世帯も認めてほしいな  
どのご意見がありました。

また、就学上の配慮により、既に星田北 6・7 丁目にお住まいの方  
のみ、星田小学校への就学が可能となる場合、地域コミュニティに悪  
影響を及ぼすことが懸念されるとのご意見もありました。

パブリックコメントでいただきました、これらの就学上の配慮に関  
するご意見と、先ほどご説明いたしました星田北 7 丁目の地域コミュ  
ニティに関するご意見、通学の安全確保等に関するご意見につきまし  
ては、新星田自治会から提出された要望書の、星田北 7 丁目の既存住  
宅区域は、現状通りの星田小学校区（第三中学校区）としてほしいと  
いう要望と、概ね同じ趣旨のご意見であると事務局は考えております。

また、星田北 7 丁目の望ましい学校区につきましては、要望書やパ  
ブリックコメントでも多くのご意見をいただいておりますので、素案  
に修正すべき点がないかなどご審議いただきたいと考えております。

特に、星田北 7 丁目の地域コミュニティについては、当該地域の自  
治会や住民等から実際に居住している方からの視点で多くのご意見を  
いただいておりますので、通学における安全確保や就学上の配慮とい  
った点とあわせて、ご審議いただければと考えておりますのでよろし  
くお願いいたします。

説明は以上です。

会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から、新星田自治会からいただいております要望書  
の趣旨と、パブリックコメントについてご説明いただきました。

内容はいろいろあったんですけども、大きく分けると、1つは要  
望書に関する内容ではないかと思っています。星田北 7 丁目の既存地  
域に関する要望ということが自治会の確認が取れたということで、こ  
の点をどうしていくのか、ということです。

2つ目に、パブリックコメントについてご説明がありました。500  
件を超える多くのご意見をいただきまして、ご意見の多くは、星田北

7 丁目の学校についてのご意見ということですが、特に、現状の学校区どおり星田小学校区（第三中学校区）を希望するという。その中でも要因はこういうことだ、というご指摘が三点ほどあるとのことでした。

これに基づいて、我々が中間答申素案をつくらせていただいたものを修正していくかどうか、と言うあたりになるかと思います。

コミュニティは我々も大事に考えてきたところですので、そのあたりも含めて、今日の審議会で一定の方向性を出せたら、と思います。

いかがでしょうか。ご意見など。

まず要望書の関係ですね。我々も配慮が必要だということで、原則は藤が尾小学校としながら星田小学校も選択できるというようなかたちで、そちらの方がいいんじゃないかということでもとめたんですけども、要望としては、原則星田小学校としてほしいというようなお話で、パブリックコメントの方にもそういったことがたくさんあったということですが、このあたりどうでしょうか。

前回審議会で委員が、両方の学校に行けるようにするのがいい、というようにご発言いただいたかと思うんですけども、そのあたりで何かご意見があれば。

委員

将来的に、旧街区の児童数が減って新街区の児童数が増えてきたときに、逆にこんどは旧街区の子どもたちが星田小学校ということで孤立してしまうと思うので、先を考えた時に、選択制の方が新街区の児童数が増えてきたときに、旧街区の児童も藤が尾小学校に行けるんじゃないか、ということで選択制というかたちをとっていただけたら、と思っています。

もしそれが無理なら、何年間かは星田小学校で、そこから以降は藤が尾小学校というふうに切替えていかないと、結局2つがずっと続く状態ではどうかと思うので、将来的に藤が尾小学校の児童が増えてきたら、星田北7丁目の区画は藤が尾小学校に移行していくのかな、というイメージで、選択制が取れたら、という意味で言わせていただいていた。

他にも、きょうだいのことについてもパブリックコメントにあったので、そのへんも含めて、きょうだいも選択制が取れたら、と思います。下の子どもが新街区の友達が増えてきたときは、星田小学校に通っていると逆に孤立してしまうのでは、ということもあるので。それでも星田小学校に通わせたいという保護者は、前から住んでいるから、とか、きょうだい星田小学校だから、とか、選択できる状態の方がいいのかな、と思います。

会長 選択制だとコミュニティにマイナスだというご意見も、パブリックコメントの中にはあったようなんですけれども。

事務局 意見の概要としては、選択制にすることによって、この家は星田小学校だけれども、お隣は藤が尾小学校だ、というような状況が生まれるのではないかと、それは逆にコミュニティとしてどうか、というようなご意見はありました。

会長 確かに、当然選択制なのでそういうような、あちらの学校へ行くか、こちらの学校へ行くか、というようなご意見は出てくるわけですね。  
我々も、配慮しなければならない、というのは共通なので、旧街区にお住いの方の校区は配慮していく、ということで。それを、星田小学校、というようなこれまでどおりの校区にしてしまうか、それとも、原則藤が尾小学校だけれども、ということが少しひっかかっているような感じですが、星田小学校に行くこともできるよ、というようなことが我々の案なんですけれども。

委員 選択制で一番泣いたのが私も南星台地区なんです。これは星田小学校と妙見坂小学校を一つの町内で、一本の道路で星田小学校と妙見坂小学校で分かれています。そうすると、コミュニティがまったくなくなりました。もうひとつは、子ども同士の行き来がなくなりました。今まで遊んでいたのに、急に、あなたは妙見坂小学校に行きなさい、あなたは星田小学校のままでいい、というかたちになっていて、今もずっとそれでやってきているんです。今星田小学校に通っている子どものきょうだいも選択制になっているんです。ところが、きょうだいの中で、兄は星田小学校で弟は妙見坂小学校に通う、というような現象が出てきているんです。

私のところへ、なんとかならないか、というようなことを、地域の方が言って来られるんです。実際、選択制のいいところと悪いところをよく検討していかないと。

私は逆に、今区長に聞いたんですけれども、星田北6丁目は星田小学校に通っているんです。7丁目を藤が尾小学校区にしてしまうと、ひょっとするとコミュニティがうまくいかなくなるんじゃないかという懸念がありました。それをはっきり決めていかないと、このパブリックコメントの中にもありましたけれども、希望に沿えるか沿えないかということよりも、本当にいいのかということを考えていかないといけないんです。単純に、選択制がいいとかだめだとかいうやり方ではなくて、そのへんをよく検討していかないと。

一番困っているのは、子ども会です。子ども会は校区でなく地域な

んです。ところが、小学校が分かれているものですから、子ども会が別々になっていて、どんどんやめていくんです。そういうバラバラなことが今出てきているんです。ですから、選択制も良し悪しですよ。それをもう少し検討していった方がいいと思いますし、星田北地域に現在おられて星田小学校にそのまま通わせてほしいという意見があるなら、その人たちを重視してやることも大事な、という気持ちもします。それをみなさんで検討したらどうかと思います。

委員

旧街区が星田小学校に通うことは認めてもいいと思うんですけども、それをいつまでするかということですよ。ずっとそこに住んでいる方はずっと星田小学校に、ということになれば逆にそこだけ空洞のようになってしまうので。星田小学校に通うことを認めてもらいたいというのは共通の思いなので、それを将来的にうまく子どもたちが通うことができれば、というところに落ちつけられたらいいな、という話なので。

妙見坂小学校の方は期限は区切ってあるんでしょうか。

委員

ないんです。私が言っているのは、今現在星田小学校に通っている子を妙見坂小学校に変更してほしい、というようなことも少し言っているんです。ところが逆に妙見坂小学校に通っている子どもの自治会の方が子どもがだんだん減ってきて、星田小学校の方が増えてきたんです。そうすると、中には子どもさんが南星台の1丁目に住んでおられて、おばあさんが4丁目におられて、4丁目は妙見坂小学校なんですけれども、たまたまその方の1丁目の家は星田小学校区になっているんです。道路を挟んで、妙見坂小学校区と星田小学校区なんです。おばあさんの方から、なんとか妙見坂小学校に通えるようにならないだろうか、ということをおっしゃって来られます。要するに、お孫さんを迎えに行ったりするのが、ご自宅から星田小学校より妙見坂小学校が近いので、そういうこともあるんでしょうね。

本当にしっかり考えていかないと、どっちがいいのかと言われても、私は、こちらがいいというような返事はできないんです。選択制と言われると逃げるような感じもあるんです。

会長

今のお話を聞いていると、一旦決めてしまうと、次に変えるのが大変ですよ。ですから、星田北7丁目を原則藤が尾小学校区、というふうにすると、我々からすると配慮している、というイメージがありますけれども、変えられた、という感じがあるのは事実です。

委員

星田北7丁目の旧街区が、星田小学校に通ってもいいよ、というこ

とが決まった時点で、やっぱり大きな道路を渡らないといけないとか通学上の危険性があったんです。そういうかたちで決まったものを、なぜ原点に戻って藤が尾小学校区にするのか、ということで、そういうことがしんどいところで、納得できない部分があるのかと。

今の旧街区の星田北7丁目の新星田自治会と、こんど新しく星田北7丁目にも自治会館が建つので、これをおっしゃっているのは7丁目全体の要望としておっしゃっているのであれば、地域コミュニティがひとつになるように、星田小学校ではなくて全部藤が尾小学校区に行くというような発言で言われるなら、地域コミュニティとか通学路の安全とかを地域ぐるみでやるんですけれども。

行政区と学校区が分かれているというのは、私のところも孫が星田小学校に通っていて、自分の子どもは旭小学校です。星田8丁目なので、校区がバラバラに変わっていて。それでもある程度中学や高校になるとそれがまた解消してコミュニティとしてできているんですけれども、新星田自治会の方は、地域コミュニティのことを言うなら、星田北7丁目全体の話にして、将来、これからの人に来てもらうというところで、自分のところの子どもは星田小学校で安全でコミュニティができていくというような状況で、これから来ようとしている500戸の人たちのことを考えているのかな、と私は思うんです。

この要望が区を通じずに自治会から出ているものですから、私からすると、全体のコミュニティのことはどう考えているのか、自分たちだけよければいいのか、と。開発でも道を1本も通さないというようなかたちで、自分のところさえよければいいというような。私たちに何のメリットがあるんでしょうか、というようなことを平気でおっしゃるので、偏った要望というのは、あまりそれを聞いて検討していくのは、今おっしゃっているみたいに、何年か後には藤が尾小学校へ通いますよ、というようなかたちがいいのかな、と思います。

逆に言うと、将来星田北7丁目も含めて、藤が尾小学校に全部通うという方が方向性としては。安全だから藤が尾小学校に通って、と言っているのに、この部分は以前からあったから星田小学校へ通うというのも。果たして子どもの見守りも、星田北7丁目の方が全部やっているわけではなくて、星田5丁目や6丁目の方、教員も朝早くから立ったりしているので。子どもの安全を守っているのは星田北7丁目の旧街区だけではないんですよ。表に出て少し送っておられるぐらいで。主には星田5丁目の駅の付近の方が多いです。ですから、私は、今までもずっと新星田自治会とも話をしてますけれども、やっぱり考えるならもっと広い範囲で、これから来られる方も一緒に星田北7丁目をどうしようか、というような観点でおっしゃっていただかないといけないのではないかと思います。

会長 他にいかがでしょうか。

委員 こういう意見もすごく大切なことではあるんですけども、選択制を提案された、ということは、今通っている子どもさんのことを一番に考えてだと思っんです。その中で、星田小学校の敷地や施設に限界があるということは私たちもずっと見てきたことなので、そこを踏まえて、新しく来られる方は藤が尾小学校へ、ということで。もちろん通学路に関する心配もあるかと思っんですけども、そこは絶対やっていけないといけないことではあるんですけども。

コミュニティが先にきてしまっていて、今通っている子どもたちの気持ちとか、今後のきょうだいのことなどを先に考えて、選択制はそういうことを考えてのことだということを伝えたいな、とか、そういうことは伝わっているのかな、というところを懸念します。

会長 安全という意味では、我々も写真をしっかり見て、まだ工事中の部分もあるんですけども、藤が尾小学校に通う方が安全だよな、と。要するに、星田小学校の通学路は道路が狭くて、ここにたくさん子どもたちが入ってくるとかなり危ないということが一つあって、全体としては藤が尾小学校へ通うのがいいですね、距離的にも遠くなる場所もあるけれども、許容範囲ですね、ということでしたな。

ただ、旧街区の部分が本当は核になって、星田北地域の新しいまちのコミュニティがしっかりしたものになればいいんですけども、まだたくさんの方が流入してきていないし、コミュニティが地域の方もまだどうなるかわからないような感じで、地域の方も不安な部分もあるのかな、というのが見て取れました。

委員がおっしゃるように、どこかの時点ではやっていけないといけない。そのうえで、理想のかたちへ近づいていくというようなことかと思っんです。

委員 どこに着目するかということで、ずいぶん変わってくるんだろうと思っんです。それと、表現のことも引かかかれているというような、少し違うんじゃないか、というようなことが先ほどから出ているので。原則は藤が尾小学校区とする、というのは、正確に言えばそうなるんです。別のパターンがあるから原則はこうだ、というような言い方になるんですけども。ここで提案しているのは、星田北7丁目については、藤が尾小学校区になるけれども、ただし、これまでの経緯で言えば、今通っている子どもたちの思いや人間関係については、配慮してこのまま続けることもできる、ということだけで、最初からどちら

でも選べるよ、というところから始まっているわけではない、ということですね。ここはみなさん分かっておられるんですけども、その考え方の順番みたいなものが伝わるような表現や説明をしていく、という。元々は、確かに藤が尾小学校区だという条件については、施設のこととか中学校や将来のことなどの条件を聞かせていただいたところで、藤が尾小学校区とすることがいいだろう、ということでしたけれども。これを前提に入れ替えるという意見もありましたけれども、それは置いておいて。旧街区をどうするかというならば、割り切るような冷たい言い方ではなくて、子どもたちの思いや保護者の方の思いを少し入れられるかたちで、ということ。

これは私の勝手な目安ですけども、きょうだいや移動された方などのいろいろな特例はあるにしても、きょうだいと言えば、一般的には20年きょうだいが続くということは考えにくいことなので、絶対とは言えませんが、だいたい10年間ぐらいまでの間で、先ほどおっしゃられたように、何年かを決めた方がいいんですけども、そうすると1年だけはずれてしまった子どもはどうするのか、ということになるので。一般的な予測的に言えば、10年間など通っておられて、これから誕生されるきょうだいもおられるでしょうけれども、それを目安にした中で、選択制についてはそういう配慮なんだ、ということをしかりわかるようにすれば、どちらでもいいよ、というようにしているのではなく、なぜここだけが許されるのか、というようなことももう少し理解が進むのではないかと思うんです。

ですから、自治会の思いや先ほどおっしゃったおばあさんの思いなど、それぞれにいろんなところがあると思うんですけども、まずはそこにいらっしゃる子どもたち本人と、現時点での保護者の方と。

ひよっとすると、隣近所が多くなってくれば変わってくるかと思うんですけども、だいぶ離れたきょうだいですと、違う学校へ通いたいな、というような思いが出てくると困るな、というようなこともありますけれども。ただし、そこは選択制ということなの、その中でどうするか、どちらもリスクはあるよ、ということでご家族で話し合っただけで決めていけるという余地は残してあるので。そのあたりのことを説明するようなことがあれば。

会長

選択制というのは分かりにくい部分もあるんです。確かに、しばらくここは星田小学校区で、ある一定のところで見直して、藤が尾小学校にも通えるように、最終的に藤が尾小学校区に、というような、最終的に理想的な、委員がおっしゃるような星田北地域で一体となったコミュニティができあがるような、そういう感じでしょうか。

みなさんがおっしゃることは、本当に間違いではないと思っております。

ます。まちは変わっていくので、これからたくさん人が入ってくるとそれによって割とコミュニティははっきりするので。そういう、変動していく事が許されるような中間答申にしたいと思っていて。ですから、これで星田小学校区だ、というように固めてしまうといけないし、藤が尾小学校区だ、となると、要望のように、それはおかしいというような意見がこれだけ出てくると、我々も、もう少し配慮が必要なのかな、と思っているんですけども、ある程度決めてあげることが大事だけれども、将来的には弾力性を持っていかないといけないし、そして、一体となったようなコミュニティに移行していくというような。そんなことが可能となるような、というイメージでしょうか。みなさんがこれまで意見を出してくださっていますので。

事務局

今回はパブリックコメントにかなり多くのご意見をいただきました。この場でも、旧街区については配慮するという事で常におっしゃっていただいております。審議会の方では、中間答申素案といただいているご意見の違うところというのは、配慮のかたちと配慮の時期かと思っております。

配慮のかたちというのは、旧街区の子どもたちは藤が尾小学校区になるけれども、星田小学校にも通えますよ、というような配慮のかたちがひとつ出てきております。その時期としては、このタイミングからやっていきますよ、というようなことが出ています。

ただ、ご意見が出てきて我々も感じているのは、星田北地域全体でコミュニティとしてひとつとなるという前提だったんですけども、実際は旧街区の方々に、今のタイミングでは周りの方と一緒にやってまちをつくっていくという雰囲気が見られていないということがあります。子どもたちは星田小学校に通えるようにしても、藤が尾小学校区になってしまうと、中には校区福祉委員さんとして活動されている方は、民生委員さんはどうなのか、というような意味でのコミュニティ、我々とは違う視点でのコミュニティという考え方があったのかと思うんです。

ですから、みなさんからご意見をいただいたような感じで、ひとつはタイミングです。藤が尾小学校区とする今のタイミングで進めているのか、というのがひとつ。それと、子どもたちだけが星田小学校に通えるというような配慮でよかったのか、というところが、今回中間答申素案の見直しをあげるとすると、そういう点になるのかと思います。

会長

校区福祉委員さんというのは、旧街区の方は星田小学校区で活動されているということですね。それが原則藤が尾小学校区ということに

なると、所属は藤が尾小学校区になるのでしょうか。

事務局

基本的には校区福祉委員というのは子どもたちだけでなく高齢者の方々の福祉活動もされていて、小学校区単位で活動するというのが校区福祉委員となりますので。今回のような例は今までにないと思うんです。特例などもあるのかもしれませんが、そういうような視点でのコミュニティの違和感を感じておられたというのはあるかもしれません。

会長

いかがでしょうか。私が先ほど申し上げたような、段階を踏んでまちが変わっていくのと同じように、変更されていくというようなかたちが文案としてできればそれが一番いいのでしょうか。難しいでしょうか。附帯事項か何かで将来的な変更は検討するというのを、はっきり示すべきかと今思っているんですけども。

委員

違う話になるんですけども、旧街区の方々が選択できるようにしようとする条件付きのようなことがあって、その裏返して、選択はできるような配慮はあるけれども、それは子どもたちへの思いがあってのことで、その一方で、そのご家族を含めた地域のコミュニティのことなどがあるので、そちら側については、要望にあるような部分が当然出てきますし、そこに住まれて、小学生だけでなく中学生、高校生あるいはそのご家族で住まわれるときには、地域としていろいろと活動されるのですから、そこについては積極的に参加されるということも裏の条件で。これはなかなか文章化できないかもしれませんが、説明で、今住んでおられる方で、星田小学校区にそのままに、というふうに考えられている方も現におられるので、そこへしっかりとそのあたりのことを訴えていくことも大事なことかと思えます。校区と違うから、ということで終わってしまうことではないですし、子どものためだけではないので、子どもの学校区を考えていますけれども、将来的なことを考えれば、そのあたりをしっかりと今いらっしゃる方に説明することも裏では必要かと思えます。

会長

まだ引っ越してこられていない状態なので、旧街区の方々が星田小学校区であって、今のコミュニティが切り離される感じがあるんでしょうね。一緒に学校も通ってこられてきたから。しばらくはこのまま一緒にやっていきたいというか。

委員

星田区というのは大きい区で、山手になると、星田山手地区、藤が尾になると藤が尾地区になっていて。もともとの星田区が7区に分か

れているんです。今の新星田自治会は駅前のところなので、星田5丁目のそばになります。あとの残りのかたちが、区としては一番わかりやすいんです。

元々500~600人の児童生徒が増えるというようなところは、学校を建てられていたんです。星田北校区のようなかたちで、新しい学校にみんな通って。同じ方がずっと30~40年ほど住まわれているので、その星田山手地区で、旭小学校を中心に大きなコミュニティがある程度しっかりできているんです。

今はスタートの時点で星田北7丁目の旧街区と新街区で自治会が2つになってしまって、全く子どもたちの行き来がなくなるというようなかたちが生まれてしまうのではないかと、思うんです。

私は、区長になって、一つの区に一つの小学校と中学校があって、二中校区みたいなのが理想ですよね。みんなが同じコミュニティで、学校も一緒に、というような。まさしくそれが旧街区と新街区で分かれてしまうようなことになっているんです。ただ、旧街区の様子はだいたいわかるんですけども、新しく来られる方はこれからですから、否応なしに、あなたは藤が尾小学校区ですよ、という。安全やコミュニティとかいうことは、新しく来られる方は、そういうことは言ってもらえないですよ。もう決まっていますので。そこらへんが、旧街区の子どもしたことだけならいいですけども、まわりのこともありますので。星田北7丁目も含めて星田小学校区に、というような要望でしたら私も考えてもいいかな、と思うんですけども、自分たちだけ選択制で、というようなことは、将来星田北7丁目が2つにわかれてしまうようなかたちになるのは、校区が変わると全然つながりがないですよ。

会長                    選択制はちょっとまずいのではないかと、というような感じですね。

委員                    選択制は、今通っている子どもたちで、時期を決めてやるのは今の状況ではいいと思うんですけども、ある程度で、ずっと続けるというのは、基本的には星田北7丁目は藤が尾小学校区というかたちでやらないと、旧街区だけがというのは。

会長                    我々は選択制でいこうというのが、まず素案で出てきていますね。先ほど委員がおっしゃったように、いったんはこれでもいいけれども、どこかで見直していくというような、どこかで藤が尾小学校区に固めるような方向で見直していくという方向がいいような感じでしょうか。

委員 旧街区の方たちは、選択制ではなくて星田小学校にしてほしい、と言っているんです。星田北7丁目の約70軒は星田小学校区にしてほしい、というかたちで、今までのコミュニティを大事にしたいということですよね。ですから、新しい方たちが来られても、その方たちは藤が尾小学校区でいいんじゃないか、というような話ですから、全体のコミュニティを考えたら、と私は思っているのです。たぶんそういうことだろ思うんです。星田北7丁目の旧街区の方たちは、区としては星田区に入りたいような感じがするんです。

委員 今星田北7丁目の旧街区が約70軒の方が、それだけ今のままだいいということを主張されるということは、今の星田5丁目のあたりと、わりと親しくされているんでしょうか。

委員 親どうして、見送りや見守りもしておられるしね。

委員 私自身、子どものころ星田5丁目に住んでいたんですけども、それほど星田北7丁目との関わりを自分自身は感じなかったです。道路を境にして、向こうは向こう、こちらはこちら、というような、自分が子どものころはそのようイメージでした。今星田北7丁目の方が、かかわりが深いとおっしゃっているんですけども、そんなに深いのかと思うんです。

それは、どう考えてもこれから星田北7丁目の新街区ができてきた時に、かかわりとしてそちらの方が増えてしまうのであれば、今おっしゃっているとおり、将来的なコミュニティを星田北7丁目の新街区に組み入れていくべきなのかな、と感じるんです。

会長 まわりが見えていればいいんですけども、まだ新しい街並みが十分見えていないので、想像もしにくいし。やっぱり、今まで一緒にやってきた仲間が星田小学校におられるということがありますので。

委員 先ほど言われたことですけれども、時期の問題になると思うんです。結局、新街区に1軒家が建ってそこに引っ越してこられて、一人で藤が尾小学校に通うような状況も、言ってしまうとあり得る状況だと思うんです。ですから、次の4月から何年間かはこれでやっていくことになって、そこに何人住まわれるかわからないですし、児童が何人いるかわからない状況で、それを始める時期がその時でいいのかというのも、今の話を聞いているとあるのかな、と思います。それがいいのかはわからないですけども。

ある程度、新街区も新街区として成立した状況でないと、登校班も

作れないので。一番近い登校班で、星田北6丁目を越えて向こうの道伝いでないと登校班がないので。いつの時期からそれをやっていくかというところで、全体が見えたら、たぶん、旧街区の方も新街区の方と一緒に、ということになっていく可能性もありますし。

会長

難しいですよ。このへんは困難なところもあると思うんですけども。

他にありましたら。今、事務局からもお話がありましたけれども、委員のみなさんからお話いただいたところで。先ほどから言っているように、どれも間違いやおかしいところはなくて、本当に時期の問題で、我々が出してきた結論はそれほど誤っていないかと思っています。そのうえで、選択制が少しあいまいになってしまっていて、私は、それを今無理に選択制をすぐにする必要はないんじゃないかと思いません。ただ、見直さないといけなくて、見直すということを明記しておかないといけない。時代の流れ、道が整備されたり、まちづくり全体が変わってくると、ひょっとすると考え方が変わってくるので。これであと20~30年続けるというのはしんどくて。こうやって反対されている方が非常に多いので、私自身は、気持ちもわかるというか、周りが全然見えていなくて、引っ越してこられていなくて、街並みも全然できていないという中で、宙に浮いてしまっているような感じで、学校の適正配置自体に不安を抱かれているのは、心外だな、という気がします。

例えば、事務局の方で、もう一度今の議論を、時期的なことや、今の話だと、最初は固定していても、あとから弾力化していくような書きぶりなど、そういった案に、いいのができたら修正するというのはどうでしょうか。

委員

素案の中で、選択制、という言葉は使っていませんよね。配慮、という言葉であって、選択制という制度にするというようなのは。選択制、という言葉が先走っていて、そこにいたら、どちらかの選択を迫られるように思われている気がするんですが、私たちが話してきたのは、これまで通っていた子どもさんや、交友関係や気持ちを考えて、どちらでも選べるようにするよ、というようなことで。同じことを言っているんですけども、少し違うような気がするんです。そのへんはどうなんでしょうか、言葉のことで。

会長

そのへんも一言一句きちんとしているわけではないというか、この審議の場の趣旨がうまく伝わらないというか、わかりやすい制度にしておかないといけないのかな、という気がします

委員 その話でいくと、これから新街区ができてきても、旧街区の方は星田小学校区だけれども、将来的に藤が尾小学校と星田小学校を選べるようにして、最終は藤が尾小学校区にするということでしょうか。

会長 みなさんの話はそういう感じかと思いましたがけれども、それが決して正しいかどうかはわかりません。例えば、10年経った段階で全く違う様相になっているかもしれないです。今は我々はそれがある程度正しいかと思っていますけれども。理想のかたちは、星田北地域でひとつのしっかりしたコミュニティになっていただくという。そのための核になるのは旧街区だというイメージを我々は持っていたんですけれども、非常に強い反対があるということです。

ですから、このまま修正なしで押し切るというのも一つの案ではあるんですけれども、要望書に配慮すべきかどうかということがありますけれども、要望者やパブリックコメントでこれだけ意見が出てくると、そういった意見も配慮してあげた方がいいんじゃないかな、と私自身は思っています。

委員 新星田自治会は、例えば星田北地域全体が藤が尾小学校区になっても、自分たちのところは分けてもらって星田小学校区がいい、というような。逆にコミュニティが今までできているから、新しい星田北7丁目の自治会より星田区の方に入らせてほしいというような声も聞こえています。

ですから、この前、区長を飛ばして要望を出すのはおかしいのではないか、というような話を自治会の方にすると、そうじゃないんですよ、星田区に残りたいから選択制ではなくて、というのは、基本的には星田北7丁目の新しい自治会ができて二分するようなかたちになるので、私が言っていたのは、新星田自治会が星田北7丁目全体に会員を募って、一つの自治会としての動きをしてもらわないと、という話をしていました。たぶんそういうようなニュアンスもあるので、選択制にせずに、本当は固定にしてほしいということなんです。自分たちのところは星田小学校区なんだというようにしてほしい、と聞いています。

委員 今問題になっている藤が尾、旭、星田の各小学校、これは星田区の中にあるんです。その中で、校区のことで一番苦労されている区長が、こういう方向の方が、全体的に収まるんじゃないか、というようなこと、子どもたちのこと、地域のことを考えると、この方向が、進めていく中でいいんじゃないか、というご意見があったということです。

実際、小学校3校も地区に入っている区長はおりません。そこで、星田区長がいろいろな考えを持っておられる方と話をされて、その上で、こういう方法がいいんじゃないか、ということということです。それをひとつ考えていただいて。

確かにコミュニティもいろいろな問題があります。私のところも、藤が尾小学校に娘と息子が3歳違いで、第四中学校ができて学校が変わったんです。それでもやっぱり星田の方の子どもの付き合いはそのまま残ります。ですから、やはりここで検討していくのは、地域をどうしていったら一番いいのか、子どもたちをどう持っていったらいいのか、ということなので。やはり一番難儀しながら意見を言っている区長がおっしゃっているように、藤が尾小学校区にしてもらった方がありがたいと思います。

会長

もちろんその方向かとは思っております。委員のおっしゃる方向でのお話はいかがでしょうか。

文章上、原則藤が尾小学校区、希望があれば星田小学校へも通えるというようなかたちが我々の案ですが、要望では、コミュニティもできているので、星田小学区としてほしい、という、ピンポイントでそう考えると、それを反映したものにするのか、いや、我々が言っていた通り、原則藤が尾小学校区にして、星田小学校にも通えるようにするよ、というようにするのか。この地域の方々のお顔も見えているかと思うので。そのあたりはどうでしょうか。

委員

地元でも説明会があった時に、今回それをパブリックコメントで返すという考え方で。ですから、その時にもう一回そういうかたちで念を押してもらったらいいかな、と私は思うんです。私が聞いているのは、星田区に残りたいという話を聞いていますけれども、本当にそんなことを思っておられるのかどうか。私は直接新星田自治会に入っていないのでわからないんですけれども。そこらへんを私たちもはっきりしないといけないんですけれども。

藤が尾小学校区にいくところが、星田北7丁目の外周のところ、旧街区を抜いたところだけで、藤が尾小学校区とその部分は校区としても離れていますので、校区福祉委員会として活動するのも、少しやりにくい、というのもあるんでしょうね。ですから、そこらへんを考慮して、市がどういうふうな持って行き方をするかということになってきますけれども。

一度、パブリックコメントの回答をされた時に、まだ具体的に回答は出ていないですね、ですから、その時にもう一回、そういうことですか、という念押しが必要かと思うんです。選択制の考え方につい

て。就学の配慮という意味であれば、この文章のままですとどちらにもとれる気がするんです。配慮とは何か、という。選択制というから、どちらに通ってもいいというような解釈になるから、新星田自治会もあやふやな気持ちになってしまっているのかな、と。別に、みんなが星田小学校に通いたいということであれば、それでもいいわけですよ。そういうかたちで、言っておられると、私は聞いているんですけども、それは果たして、直接聞いていないので。

委員

区長がおっしゃる中で、星田北7丁目の新星田自治会と2分してしまって、旧街区の自治会の子どもさんは星田小学校区で、新街区の自治会のところの子どもさんが藤が尾小学校区になった時に、完全にコミュニティが分かれますよね、子どもだけではなくて。やっぱりそういうことにならないようにした方が、私の経験上、一つになったら、まとめる、という。区長がおっしゃったように、本当に星田北7丁目の人全部が星田小学校に通いたいと言っているのか、一部の人なのか、そういうことも考えないと。今むやみやたらに選択制と言ってしまうと、先ほど、会長も選択制の区切り、期間的なものも少しおっしゃっていましたが、南星台地区も選択制が出た時に、区切りの話が出たんです。だけれども、結果的にはうやむやになって、ずっと選択制で、途中で選択制もなくなってしまうやむやになってしまっ。ところが、住民のコミュニティは完全に分離してしまったんです。おはよう、と言っていたのが、言わなくなってしまったんです。今現在も。それではちょっと困るし、もう一つは、校区もバラバラで、子ども会もバラバラなんです。やっぱりまとめるのがしんどいです。

ですから、ここで、もし選択制にするなら、いつまでは選択制で、あとは全部藤が尾小学校へ通う、というような。例えば、今現在1年生の子どもが、星田小学校を卒業するまでは星田小学校へ通って、これからの人は全部藤が尾小学校へ通う、というような区切り、楔を入れる方がいいかもしれないし。うやむやにすると、次の子どもがきたときに、選択、また次も選択、ということになって、どっちつかずになってしまうんです。ですから、選択制にするなら、どこかで区切るという。

会長

固定していてだんだん選択制にするのではなくて、選択制にしてから固定していくというようなことでしょうか。

委員

選択制ということはなくす方がいいんじゃないか、という考えが私はひとつあるんです。要望書の中にも、選択制とするのではなく、と書いてあるんです。ですから、星田小学校に通わせてほしいというこ

とは、はっきり選択制の話をなしにしているわけです。この要望が、きっちり星田北7丁目全体に浸透しているのであれば、今この協議の中で、じゃあ星田北7丁目の旧街区は星田小学校区にしましょう、ということができるわけですよね。ですから、区長がおっしゃるように、再確認が必要じゃないかと思います。

会長

選択ではなくて、一定、例えば、旧街区を星田小学校区とするかどうかということですよ。星田北地域は原則全部藤が尾小学校区と言っていたのを、要望にあるように、ここは今コミュニティが完全に分かれてしまうという話があって、現時点では、周りとは一体とは言っても、周りはないので、今あるコミュニティを大事にして、ここは星田小学校区とするかどうかということです。そのうえで、周りにたくさん家が建って、みんなが当然藤が尾小学校へ通い始めた時に、さて、どうするか、という。子どもさんも減ってくるだろうと思うんです。年代層も違って。藤が尾小学校で卒業される子どもさんがたくさん出てきて、やっぱり周りと一緒に藤が尾小学校に通うか、というような。

委員

旧街区に新しく入ってきた人がいたらどうするか、ということも。

会長

決めてしまうと、旧街区に入ってきた人も星田小学校へ通うことになりますよね。

委員

旧街区に入ってきて、小学生がいて、という時に、学校区が決められてしまっているとちょっと、ということですよ。

委員

私が今考えていたのは、今星田小学校へ通っている子は、星田小学校への通学を継続してほしい、ということなんです。ただ、新しく旧街区に入ってきて、それがもし藤が尾小学校に通う子が入ってくるかもしれないですから、そうなったら、自分の子どもが選べたらいいと思うし、全然違う市から来られた方は藤が尾小学校に通うでしょうし。

今星田小学校に通っている子どもたちは、星田小学校に通わせてほしいし、きょうだいも将来的に藤が尾小学校に通うことになってしまうということがあるなら、そこは選択で選べるようにしてあげたらいいのかな、というふうに思います。ですから、原則星田小学校だけでも将来的には選択制というような方向性でもいいのかな、とは思いますが。今星田小学校に通っている子を藤が尾小学校に変えるということは絶対にしたくないので。そこが、学校が変わるというような感じで捉えているのかな、と思うので。要望書を読む限りは、伝わって

ないのかと思います。今星田小学校に通っている子は星田小学校への通学を継続してもらって、将来的に旧街区の子どもが減って行って、新街区の人が増えてくるから、藤が尾小学校に移行して行ってほしいよ、という表現を。

事務局

地元説明は行かせていただきました。言っておられたのは、区長がおっしゃっているように、もちろん配慮というのはわかっておられるんです。両方選べて、どちらでも行ける、星田小学校に通いたいということは前提にあるんですけども、藤が尾小学校区であっても星田小学校に通えることは理解しているけれども、そんなややこしいことはやめてほしい。星田区の今までのコミュニティでやっている中で、私たちの地域については星田小学校区に戻してほしいということで、配慮の面ではすごく理解されています。その点に関しては、ありがたい配慮だというふうに理解しているけれども、ただ、今までのコミュニティ形成の中で、私たちのコミュニティは星田小学校区として今後も付き合っていきたい、星田区で防災訓練もしている、星田区のコミュニティと付き合っている中で、新しいコミュニティとは別ですよ、ということで今回の要望書を出されてきたというふうに理解しています。

会長

最終的な理想は区長がおっしゃてるようなことかと私は思うんですけども、人情的にというか、委員がおっしゃるようなコミュニティのこともわかるので。

委員

本当は、欲を言うと、実際の現場で苦労しているんです。つながりが全然なくて、バラバラになっていて、同じ区の中でバラバラになって、今度は町の中でバラバラになるという。委員がおっしゃっていたように、隣の家は旭小学校で、また隣は星田小学校で、ということになると、見守りも違うし、親の地区委員などのかたちも違うし、行事やサロンなどがあっても全然違うかたちになるので。どこかでそれをかたちにしていかないと、大きいコミュニティはできないです。これからやるまちづくりは、星田北7丁目・6丁目の部分にたくさん入ってこられたとき説明がつけにくいですよ。なぜあそこの部分だけ星田小学校区なのか、となった時に。旧街区におられたからだ、と言っても、新街区も旧街区も、そこに暮らしていて一緒にコミュニティをつくろうとしているのに、人生100年時代と言われている中で、40年くらい先に住んでいるから私たちは特権でこちらなんです、というのは、どこかで配慮しないといけないのかと思うんです。それをいつまでも引きずるよりは、時期を決めて、基本的には藤が尾小学校区です

よ、としておいて、当面は一定の配慮をするという。堂々巡りみたいになりますけれども。地域から見たらそういうことです。

コミュニティ・スクールのこととかいう話も、地域と学校が一体となってやっていくということになった時に、またわかれてしまいますよね。

会長

我々が考えていた配慮は、基本はその配慮で。なおかつ、どこかの時点できっちり藤が尾小学校区に収束していくというかたちなんだ、というのはみなさんの合意があって。今要望であがってきた旧街区については、原則星田小学校区にしてほしい、ということについては、認められないというか、そういう意味での修正はしない、というイメージでしょうか。

副会長

星田北地域の校区については議論を重ねてきましたね。それで、やっと8月に中間答申素案を作成しました。同じような議論がこの会議で出ているわけです。区長も、終始一貫して、コミュニティを大事にして、将来も子どもたちがコミュニティの輪の中に入って育っていくというように、ということを前提に発言されています。

今現在新星田自治会という旧街区の方が、星田区に異論を投げかけて、勝手に自治会を運営していこう、我々は約70軒で新星田自治会として守っていて、この特権を、学校教育審議会で出された中間答申素案に対して異議を唱えています。我々の好きにさせてください、ということなんです。これは、はっきり言って排他的なんです。これから星田区民になろうとする何百人という方がこの何十年かにわたって入ってこられるんですけども、その方たちとのコミュニケーションはとる必要がない、星田は我々が守っていくんだ、ということで。では、素案として作成した中間答申を覆そうとしているわけですよ。基本は藤が尾小学校区にしたいということが妥当じゃないか、という結論に対して、当面の間、抵抗を感じるお子さんについては、星田小学校へ通学することに対しては、今のところ期限を切らずに配慮させていただきましょう、ということでやっているの、十分に配慮しているつもりで議論してきたつもりです。それを、星田全体ではない新星田自治会が、そんなことはどうでもよくて、我々の意見を通してほしい、という。

これは、星田区全体から見たら非常に排他的であって、これから来られる方、もしくは、今現在新星田自治会以外の自治会のメンバーさんに対して非常に排他的です。これは私は看過できません。やっぱり区長の立場から言えば、やっぱり行政区全体が一枚岩になって星田区を支えていかないといけない、という大きな意味でのコミュニティ

に対して、無視しているという感じがするんです。地域のコミュニティのみなさん、防災関係や民生委員や校区福祉委員のみなさんは、子どもたちを無視してコミュニティを考えているわけではないです。これから育ってくる子どもたちをまず中心に考えて、将来のコミュニティを担ってくれる子どもたちのことを考えて、いろんな委員をしていただいたり、行政の仕事やボランティアをしていただいているわけですよ。

ですから、この審議会もそうだと思うんです。理想のものにはまだかなり遠いかもわかりませんが、将来の子どもたちがすくすくと、まっすぐ交野の市民になって、交野を育ててくれるために、今どういう教育環境をつくるかということ、みなさんで協議していただいているかと思うんです。何も、真っ向からパブリックコメントの一部の意見を取るとするのは、教育委員会は何を考えているのか、我々のことを全然考えてくれないじゃないか、という意見もあるんですけども、それに対しては我々は非常に憤りを感じます。一生懸命考えてきたことに対して、ゼロにして、私はこう思うからこうしてほしい、というのは。それから、500件を超えるパブリックコメントが、中には、よくやってくれている、というのもあったんですけども、じゃあ、いいことをやってくれているな、というパブリックコメントは、みなさん同意してくれていると考えて、まあいいんじゃないか、という意見が中には、裏に含まれているということを見ると、一部の強硬な、我々がやってきたようなことを覆すような意見を尊重しすぎて、裏にある、同意・賛成されている市民のみなさんの意見を無視することは我々にはできません。教育委員会事務局職員もそうです。何が教育環境にとって一番ふさわしいか、ということについて、十分なシミュレーションをしたうえで、これが公平・公正、前向きな結論だということ踏まえて、ここでたたき台として出していただいたんですから。

#### 委員

星田北地域は、藤が尾小学校区ですよ、というのは大前提にあるわけです。ですから、基本的には藤が尾小学校に通うという方は、藤が尾小学校に通っていただいたらいいんですけども、今、旧街区のところを選択制でなければ、絶対に星田小学校へ通って第三中学校へ通うという一方的なものになるので、そこも配慮して選択制もやらないと、きょうだいで、藤が尾小学校へ通う方が、みんなも行っているし、危険もないし、コミュニティもできてきたという時に、両方を選ぶということ、説明したらきっと同じことを言っていると思うんです。選択できるんだから、自分たちの思うようなかたちで、星田小学校へ通いたい人は通ったらいいと思いますし。

副会長           先ほどどなたかのご意見で、選択制ではなく、星田北7丁目の旧街区は、すべて将来もずっと星田小学校がある限り、星田小学校に通いたいんだ、というように聞こえて、それはちょっと排他的ではないかと思うんです。

委員             それを、パブリックコメントの回答を出すときに、こういうことですか、とか。星田小学校に通いたいなら星田小学校に通ったらいいのですから。星田小学校に通っている以上、星田小学校区のコミュニティに入っておられるので、答えが同じことですよね。ですから、基本的には、将来何もなしで考えた場合、小学校のことだけではなく、地域全体で考えたときには、一つの町会は一つの学校区でまとまってもらほうが話が通じるので。分けてしまうとなかなかやりにくいというのがあるので、もう一度確かめてもらったらいいと思います。

副会長           十分に説明して。それと、会長がおっしゃったように、安全を考えて、第四中学校区になるけれども、藤が尾小学校に通っていただいた方が、我々も安心で、親御さんもそうじゃないかな、という結論が前回の中間答申素案のまとめでしたよね。それを十分に考えた中間答申ですよ、ということ十分に説明しないとイケないと思います。

委員             ですから、中間答申を作成するときに、丁寧に説明していただければ。

副会長           文言の訂正の必要があれば、したらいいと思うんです。ただ、その趣旨というのは十分に配慮したうえででの中間答申ですよ、ということをもう一回、誤解がないように説明していただければ、と思います。

事務局           みなさん、最終的には藤が尾小学校区で、星田北地域全体でひとつのコミュニティになったら理想的だな、という考え方については、一定揃っておられるのかな、と思います。あとは、そこへ着地の仕方がそれぞれの委員さんでちがうのではないかと思うので、それを今日ここで集約するのは少し難しそうかと思っていますので、事務局の方で、区長さんともお話をさせていただく中で、一度まとめさせていただこうかと思うんですけれども、

会長             具体的には、6ページの、ただし、からの3行の文言をもう少し丁寧に解説しないとイケないかと思うんです。

事務局 自治会というのは、割と任意な感じがどうしてもございますので。自治会はあって当たり前で、だから私たちはこの一帯でやっていくんだ、というのはすんなりとみてもらえない場合もございます。行政であれば、任意でなくて絶対なので、これをしなさい、ということであればこれでいいんですけれども。中には、自治会に入っていないくて、そもそも自治会がないというところもありますので。

会長 帰着点はみんな一致しているんです。

事務局 もっていき方が、いきなりすべてやった方がいいのか、そういう部分を配慮しながら、やんわりとやった方がいいのか。

会長 今、お聞きしていると、地域の方の方が、きっちりやった方がいいんじゃないか、というような感じで、私の方が、配慮してあげた方がどうでしょうか、その方が安全に着地するのではいでしょうか、と言っているような感じですね。そこが、やはり原則はきっちりしていかないといけないのではないかと、言われているようで。私は、それでいいんですしたら、それでいいんですけれども、ある意味ご苦労なさるのは地域で日常的な摩擦とか、具体的な校区のこととかがあるので。あまり一気にやるのはしんどいかな、と私の方が思っていたぐらいで。

副会長 正しい地域コミュニティのあり方というのが原則的にあるんですよ。ですから、正しい地域コミュニティの考え方が、ということも十分に配慮しながら。

それと、先ほど委員もおっしゃっていましたが、やはり、ある程度、この時期を目途として完全に移行したいという、今は移行段階です、ということをはっきりしておいた方がいいと思うんです。それは、子どもの通学の安全のことを配慮したうえでの校区変更ですよ、ということです。しかし、今はそういう意見が強いさなかですので、来年の4月に入学する子が小学校を卒業する6年後、あるいは中学校を卒業する9年後に完全に移行したい、という方針がありますよ、ということ唱えていた方がいいかという気がします。そのうえで議論していただいたらいいかと思います。

会長 たくさんご意見をいただき、ありがとうございます。

やはり、委員がおっしゃったように、自治会とか、ご苦労なさっている区長さんなど、どういう地域コミュニティを今後つくっていくか、運営していくか、ということがすごく出ておりました。

安全という面では、藤が尾小学校区ということは、我々も結論が出

ているんですけれども、コミュニティというところで検討が必要などころがあるので。先ほど事務局からの提案がございましたけれども、区長さんなんかとも話をしながら、一番やりやすいかたちで最善の、我々の思っている方向へ近づいていくというようなかたちで、もう一度検討していただくということで。

そんなかたちでもよろしいでしょうか。自治会、区の方が受け入れられるようなかたちで、我々が思っている理想のかたちへもっていくという。理想のかたちは一致しておりますので。

それでは、次の案件に移りたいと思います。

事務局

第三中学校区の適正配置についてなんですけれども、前回委員から、第三中学区の小中学校統合案の中で、第三中学校敷地に設置する案はあるけれども、旭小学校敷地に設置する案はないのか、とおっしゃられました。交野市学校規模適正化基本計画の中には載せていますよ、というように申し上げたんですけれども、錯誤がありまして、旭小学校敷地より第三中学校敷地の方が広く、妙見坂小学校にも近いということで、旭小学校敷地に設置するという選択は低いのではないかと、というイメージで、基本計画には掲載いたしませんでした。錯誤があり、申し訳ございません。

そういったことも含めまして、委員からいただいたご意見もひとつの案として提示させていただくということで、対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局

ただいまお配りいたしました資料ですが、1枚目と3枚目の第三中学校区の適正配置案と第四中学校区の適正配置案については、資料の左下の表に、新たな配置案を追加して更新しております。ですので、前回配布しております資料の差し替えをお願いいたします。2枚目の小中学校統合案(12)(13)(14)は、第三中学校区の適正配置案の追加資料となっております。4枚目の校区変更案(2)(3)は第四中学校区の適正配置案の追加資料となっております。

それでは、第三中学校区の学校適正配置について、前回の審議会で委員からいただいたご意見の振り返りも含めてご説明いたします。

前回の審議会では、第三中学校区の学校適正配置案について、委員から第三中学校区の3小1中を統合して、第三中学校敷地に新しい学校を設置する案はあるが、旭小学校敷地に設置する配置案はどうかとのご意見をいただいておりますので、追加の配置案を記載した資料をご用意させていただきました。

委員からは、旭小学校敷地とのご意見をいただいておりますが、同じ小学校の敷地ということで、星田小学校敷地の場合と妙見坂小学

校敷地の場合の配置案も、新たにご用意させていただきましたので、併せてご確認いただきたいと思います。

なお、こちらの資料については、前回の資料と同様に、星田北 6・7・8・9 丁目を藤が尾小学校区とした場合の児童生徒数を記載しておりますのでご注意ください。

各配置案のメリット・デメリットですが、学校規模適正化の方策としては、第三中学校敷地に 3 小 1 中を統合する配置案である小中学校統合案（11）と同様に、3 小 1 中を統合する配置案ですので、学校規模や教育環境に関するメリット・デメリットは小中学校統合案（11）と同じですが、学校敷地が異なることから、児童生徒の通学面や、学校敷地の面積や周辺環境などのメリット・デメリットが異なるものになると考えられます。

続いて、第四中学校区の学校適正配置についてですが、こちらも第三中学校区と同じく前回の審議会で、委員から学校適正配置案についてのご提案をいただいておりますので、追加の学校適正配置案に関する資料をご用意しております。

今回追加しました配置案は、校区変更案（2）と（3）で、こちらは前回の審議会委員からご提案いただいておりますとおり、藤が尾小学校区を新しい小中学校区として、第四中学校区から独立したひとつの中学校区としつつ、第四中学校区内の岩船小学校と私市小学校を統合する配置案となっています。

この配置案では、岩船小学校と私市小学校の統合校の設置場所を、現在の岩船小学校敷地とする場合を校区変更案（2）、現在の私市小学校敷地とする場合を校区変更案（3）としています。

それぞれの配置案のメリット・デメリットについては、資料に記載しておりますので、後程ご確認いただきたいと思います。

また、前回の審議会では、星田北 6・7・8・9 丁目を藤が尾小学校区とする場合、学校施設の増築規模はどれくらいになるのかとのご質問をいただいております。

正確な予測は難しいのですが、藤が尾小学校では児童数のピーク時には最大 24 学級となる見込みで、その場合、現在の学校施設では通常の学級だけでも 9 教室分は不足する見込みとなっております。そのほか、児童数の増加に伴い、支援学級数も増加すると見込まれますので、支援学級の教室も新たに必要になると考えられます。

また、第四中学校区については、令和 2 年度推計では、生徒数のピーク時には最大 18 学級となる見込みで、その場合、現在の学校施設では通常の学級だけでも 3 教室不足する見込みとなっております。

そのほか、支援学級数が増加した場合には、別途支援学級の教室も新たに必要になる見込みとなっております。

最後に、前回の審議会で、学校適正配置の審議については、段階を踏んだ審議を行いたいとのご意見をいただいております。

これについては、前回委員から学校適正配置案についてのご意見をいただきましたように、はじめにそれぞれの中学校区で考えられる学校適正配置案を出していただきたいと考えております。

一通り考えられる配置案が出そろいましたら、それぞれの配置案についての、メリットやデメリットについてご審議いただき、比較をしていただきながら、将来に向けて望ましいと考えられる学校配置案を絞っていただきたいと考えております。

会長

ありがとうございました。

前のご提案いただいた部分も折り込んだ、新しい配置案を提示いただきました。今日またこれをすぐに検討するというようなことよりも、中身をよく読んで、というふうに思っております。現時点で、これは聞いておきたいな、というようご質問などございましたらお願いします。いかがでしょうか。それでは、ないようですので、こういったことを基に、次回以降検討していくということで進めたいと思います。

先ほどの中間答申素案の修正につきましては、先ほど申し上げましたように、自治会の関係の方と事務局の方で調整していただいて、そのあたりを優先して案を作らせていただくということでよろしいでしょうか。

委員

異議なし

会長

いちばん区長さんなどご苦労されているかと思っておりますので、そういったところの見通しなんかも考えながら、事務局で調整していただいて、次回案を出させていただくという方向で進めたいと思います。

以上で案件（１）を終わらせていただきます。

案件（２）はその他、となっておりますが、他に何かございますか。

ないようですので、以上で、第 10 回学校教育審議会を閉会いたします。

本日も活発なご議論をいただき、ありがとうございました。